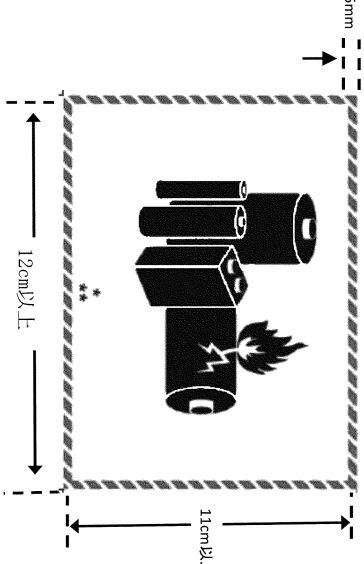
第四号の五様式を次のように改める。



部分	色彩
地	白
文字	黒
線	赤
記号	黒

注１　＊には、包装物に収納されるリチウム電池の国連番号を表示すること。
２　＊＊には、連絡先電話番号を記載すること。
３　包装物が小さい場合に限り、本様式に代えて縦7.4センチメートル、横10.5センチメートルの様式を用いることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

第三条　内燃機関及び燃料電池機関については、改正後の別表第一の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までの間は、改正前の規定による国連番号並びに容器及び包装等の基準を示す数字及び記号が第十七条第一項に規定する書類に記載されている場合に限り、なお従前の例によることができる。

第四条　平成二十八年十二月三十一日以前に製造された発煙弾については、改正後の別表第一備考二の表Ａ１３２の項の規定にかかわらず、平成三十年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第五条　リチウム電池については、改正後の別表第一備考二の表Ａ２０６の項及び第四号の五様式の規定にかかわらず、平成三十年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第千四百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地の表示

太田川（古川）支川八七及び古川支川右支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　広島県広島市安佐南区緑井町字神宮山五三一一番地内三等三角点神宮山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から五〇度一七分五九秒　一号
標柱一号から二七二度一七分三三秒　二号
六〇・一五二メートルの地点
標柱二号から三四一度四〇分四七秒　三号
六・三二八メートルの地点
標柱三号から五一度三六分三〇秒　四号
一一一・二三三メートルの地点
標柱四号から一六四度五七分五七秒　五号
三・七三二メートルの地点
標柱五号から二五三度三分三九秒　六号
一九・八〇七メートルの地点
標柱六号から二六〇度三二分四五秒　七号
一三・九七八メートルの地点
標柱七号から二六〇度三三分四〇秒　八号
三・六二二メートルの地点
標柱八号から二三三度一八分五七秒　九号
二・二二〇メートルの地点
標柱九号から二二九度〇分〇秒　十号
四・二八八メートルの地点
標柱十号から二二八度五九分一一秒　十一号
四・九一三メートルの地点
標柱十一号から一七八度五〇分五〇秒　十二号
八・四〇〇メートルの地点
標柱十二号から一六二度五三分五二秒　十三号
二六・三七七メートルの地点

ロ　広島県広島市安佐南区緑井町字神宮山五三一一番地内三等三角点神宮山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十四号から十六号までを順次結んだ線及び標柱十四号と十六号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から四七度三五分四四秒　十四号
八四七・六三七メートルの地点
標柱十四号から一九二度五五分五二秒　十五号
〇・八八〇メートルの地点
標柱十五号から二九〇度四分五二秒　十六号
一・九四八メートルの地点

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

太田川支川七五、太田川支川七四、五反田川及び太田川支川三〇七隣

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐南区八木町字東明寺山五〇〇一番地内二等三角点阿生山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線、標柱十七号と十八号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十八号から六十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（標柱七十七号から八十一号までを順次結んだ線及び標柱七十号と八十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域を除く。）

基準点から一三七度一五分一秒　一号
一一二六・九七七メートルの地点
標柱一号から三五五度三分二八秒　二号
二七・二三一メートルの地点
標柱二号から三一三度五八分〇秒　三号
一・〇五九メートルの地点
標柱三号から三一三度五七分四〇秒　四号
一六・二二四メートルの地点
標柱四号から三一三度五一分四六秒　五号
一七・六三五メートルの地点
標柱五号から三一三度五一分四三秒　六号
一八・五八五メートルの地点
標柱六号から三一四度二一分二九秒　七号
一四・三八九メートルの地点
標柱七号から三一一度三七分五四秒　八号
一一・九二六メートルの地点
標柱八号から三一五度三八分四九秒　九号
二二・六一〇メートルの地点
標柱九号から二四五度四一分二九秒　十号
三七・九五〇メートルの地点
標柱十号から二七九度七分一〇秒　十一号
二七・三六四メートルの地点
標柱十一号から二八四度二八分四二秒　十二号
一・五四〇メートルの地点
標柱十二号から二八二度一七分一六秒　十三号
二一・九一五メートルの地点
標柱十三号から二五七度二九分一〇秒　十四号
一五・五四八メートルの地点